

「所沢市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例(案)」 への意見を募集します

所沢市議会の議会改革を進めるため、令和2年7月から議会改革に関する特別委員会において、議員のハラスメントを防止する規定の整備と合わせ、所沢市議会議員政治倫理条例の見直しに関する調査・研究を行っています。

議員が市民の負託に応え、民主的な市政の発展に寄与していくため、新たな条文を加えるなどの見直しを行い、「所沢市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例(案)」がまとまりましたので、所沢市議会基本条例第8条の規定に基づき、市民の皆さんからの意見を募集します。

【意見の募集について】

1．募集期間 令和3年3月9日(火)から3月29日(月)午後5時15分まで
郵送の場合は、この期間の消印があれば有効です。

2．応募方法 次の方法でお出してください。

直接持参 市役所低層棟3階 所沢市議会事務局 窓口まで

受付時間：市役所開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで

郵 送 〒359-8501

所沢市並木1-1-1 所沢市議会事務局 宛

F A X 04-2998-9222

Eメール a9256@city.tokorozawa.lg.jp

電子申請 市ホームページより

内容は、所沢市議会ホームページでもご覧いただけます。

<http://www.city.tokorozawa.saitama.jp/shigikai/>

【問い合わせ】

所沢市議会事務局 電話 04-2998-9256